

平成 16 年 5 月 19 日

各 位

会社名 株式会社セガトイズ  
代表者の役職・氏名 代表取締役社長 國分 功  
(登録銘柄コード番号 7842)  
問合せ先  
役職・氏名 取締役総務人事部長 山重 佳治  
(TEL.03 - 5822 - 6222)

### ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 5 月 19 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づき、下記の要領でストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成 16 年 6 月 29 日開催予定の当社第 14 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせします。

#### 記

#### 1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の取締役、従業員および当社との顧問契約に基づき経営方針等に関し当社に助言する顧問の当社に対する経営参画意識を高め、業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることならびに今後の新たな人材確保のために使用することを目的として、下記の要領により、株主以外の者に対して、業績連動型ストックオプションの目的で新株予約権を無償で発行するものがあります。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、監査役、従業員および当社との顧問契約に基づき経営方針等に関し当社に助言する顧問。

##### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 300,000 株を上限とする。

ただし、平成 16 年 6 月 29 日開催予定の当社第 14 回定時株主総会後に当社が株式分割または株式併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数においてのみ行われるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、新株予約権が継承される場合、その他これらの場合に準じて調整を必要とする場合には、新株予約権の目的たる株式の数は必要と認められる範囲において適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の株式は切り捨てる。

(3)発行する新株予約権の総数

3,000個（新株予約権1個あたりの目的となる株式数100株。ただし、前項に定める株式の数の調整を行った場合には、同様の調整を行う。）を上限とする。

(4)新株予約権の発行価額

無償とする。

(5)新株予約権行使時に払込をすべき金額

最初の新株予約権発行の日の株式会社ジャスダックにおける当社普通株式の普通取引の終値（当日に取引がない場合には、その日に先立つ直近日の終値）とする。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社の保有する自己株式の数を控除した数をいうものとし、また、自己株式を処分する場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、新株予約権が継承される場合、その他これらの場合に準じ、払込金額の調整を必要とされる場合には、必要と認められる範囲において、払込金額は適切に調整されるものとする。

(6)新株予約権の権利行使期間

平成17年7月1日から平成20年6月30日まで。

(7)新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員ならびに当社との顧問契約に基づき経営方針等に関し当社に助言する顧問の地位にあることを要す。ただし、任期満了により退任、定年退職、セガグループ企業への転籍、その他正当な理由のある場合において、当社取締役会が新株予約権の継続保有を認める場合にはこの限りではない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

被付与者が死亡した場合、被付与者の法定相続人が新株予約権を相続するものとする。

新株予約権の割当を受けた者は、対象者毎に当社取締役会が定める所定の事業計画の達成度に応じた条件に従ってのみ新株予約権を行使できるものとし、その条件の詳細については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

この他の条件は、平成16年6月29日開催予定の当社第14回定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8)新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは新株予約権は無償で消却することが出来る。

新株予約権の割当を受けたものが権利行使する前に、(7)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、または新株予約権の割当を受けたものが新株予約権の全部または一部を放棄した場合、当該新株予約権については無償で消却することが出来る。

(9)新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

以 上